

岡山県男女共同参画推進センター団体等登録実施要領

第1条 男女共同参画に関する活動を行っている団体及びグループ（以下「団体等」という。）の一層の活動を促すとともに団体等相互の連携を促進するため、岡山県男女共同参画推進センター団体等の登録事務を実施する。

（登録団体の資格）

第2条 岡山県男女共同参画推進センター所長（以下「所長」という。）は、男女共同参画に関する活動を行い、かつ、次のすべての要件に該当する団体等を登録団体として認定する。

- (1) 規約を制定するなど組織又は体制が明確である団体等
- (2) 継続して1年以上の活動実績があり、今後も継続して活動すると見込まれる団体等
- (3) 構成員の半数以上が県内に住所を有している者又は県内に通勤若しくは通学している者で構成しており、主として県内で活動している団体等
- (4) 営利活動、特定の政治活動又は宗教活動を目的としていない団体等

（登録手続等）

第3条 登録を希望する団体等は、「申込書（様式第1号）」を所長に提出し、登録の認定を受けなければならない。

- 2 前項の登録の認定を受けた団体等は、その登録内容に変更が生じた場合には、「内容変更届（様式第2号）」を所長に提出しなければならない。

（有効期間及び更新）

第4条 有効期間は、登録の日から2年を経過した日以降はじめて到来する3月31日までとする。

- 2 登録更新を希望する団体は、「更新申請書（様式第3号）」を所長に提出し、更新の認定を受けなければならない。
- 3 所長は、登録の更新申請書の受付を、当該団体の団体登録更新有効期間満了の日から起算して3箇月前から行うものとする。

（登録の抹消）

第5条 やむを得ない事情等により登録を抹消する団体等は、「抹消届（様式第4号）」を所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、団体の更新の意思を確認することができない場合、当該団体に通知することなく、有効期間の満了日から起算して3年を経過した日に登録を抹消する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、団体等の登録に関して必要な事項は、所長が別に定める。

- 附 則 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和2年2月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和3年12月11日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和6年12月21日から施行する。